

領域主権とその変動

大 西 公 照

一 領域および領域主権について——学説との本質——

二 領域主権取得の態様 (Modes of acquiring territory) ——問題の捉え方——

三 ケース スタディ ①

(1) 承継取得 (derivative) 講渡・割譲

(2) 原始取得 (original)

(1) 先占

(2) 時効

(3) 添付

四 ケース スタディ ②

(1) 最近の領域主権の転移

(2) 北極セクター理論

領域主権とその変動 (大西)

(3) 南極領域主張論

五 結び

— 領域あるる領域主権について—— 論證の本質 —

領域 (territoire, territory, Gebiet) は、一般に、ある範囲のもの (limitans imposed) 「一定の辺」 内で 辺内の人物 (persons and things) に対する、他国の管轄権を排除 (exclusion of the jurisdiction of other states) によって出現する権限を行使し得る期間であつて、「一定の辺」を国境 (frontier) とする。

そして、この範囲内に一定の権限が行使 (exercise) される状態を「領域主権」 (Gebiets-hoheit) が行使されるものと説明する。

国家など、この領域内 (within their frontiers) を本拠とする「人民の本拠」の概念、ある種の对象 (certain object) を具象化する (realize) 事に採用する (apply) べき組織 (public institution) である。

現代国家は、領域国家である (Modern states are territorial)⁽³⁾。

国家はまだ、一方では国際秩序 (die internationalen Ordnung) の建築石 (der Bausteine) の役目を果たすのみのうち、国際秩序を保つ上、不可欠の構成要素を形成するのではなく、日本は自由主義的・社会主義的・民族的例外ではない。⁽³⁾

しかし、その領域の本質が何へやあなかんじうとされた時の點を分かれてゐる。今分類してみると次のようだ。

1 クラシカル説・所有権説 (Objekttheorie, Eigentumstheorie)

この説は、領域を「法的な客体」としてみるのが特色で、これを私法上の所有権 (dominium) として考へていたいと自体に國際法上あるある無理があるのであつて、クローチカベアム所有権 (imperium) と支配権 (dominium) は全然別物であるとして、領域主権 (支配統治の権) は、それが A 國より B 國に移つても領域主権そのものは A 國とするまでは A 國のものであるとしている。⁽⁴⁾

この最も著しいこの説は、公法的な主・客關係 (Öffentlichrechtliches Herrschaftsverhältnis) である。やなわら dominium であると imperium を持つことはない。これを国家の側よりみたとき、領域は国家により支配される客体であるからいふべきである。またこの關係は、私法上の物権 (das Sachenrecht) によることので所有権説とも呼ぶべきである。

この説の特徴としてあるのは、領域主権は領域内の人と場所に及ぶが、領域としての主権の及ぶ空間の延長 (räumliche Ausdehnung) であるとして、國家支配の物権的客体 (das sachliche Objekt der Staatherrschaft) であるといふのである。

II 構成要件説・地盤説 (Eigenschaftstheorie, Raumtheorie)

この説はフリッカーカーが唱へたしたのによれば、人文地理学者は必ずしも相鄰の影響力を与へりうるからである。領域主権と領域の関係は、主権を及ぼす側と、及ぼされぬ側と立つてゐた太陽と地球の如き關係や認取れぬくればならず、

必ず領域が存在し、その上に人類が棲息し始めたため、その領域と領域上の人および物を支配する必要からそれ等を統轄する主権が発展段階説 (die Entwicklungsstufentheorie) 的に出来上がっているのであり、領域はその故に国家成立の前提且必須不可欠の構成要件であり、人は物権支配の機能と関係なく生き続けられるが、領域主権は領域を離れては一刻も存在し得ず、例えば人間がその体を離れて存在し得ないと同じと云えるとする。

II 権限説 (Kompetenztheorie, Zusätdigkeitstheorie)

これはフ・ア・ド・ローブ等の主張する説であり、領域主権の本質を、国家自身の領域に対する、国際法上の空間的権限 (räumliche Kompetenz) だと言ふのである。

やして領域主権の権限において、相互的に他國家と尊重しあう、またそれにより境界を設けることが可能となり、国際法的にみれば、それ故にその領域内で排他的支配の管轄権を有し得ると主張する。

しかし領域の本質は、以上の説で捉えられるものではない。だしがにありのまゝ (人文地理学的) にみれば、支配される客体であり、法律的にみれば権限の及ぶ範囲である。又地文地理学がらみれば領域主権構成要素の一つとなるであろう。……が、これ等の説明は、外的にのみ観察した議論である。すなわち「法に対する人との位置」が没却されている。

領域とは、ある人類集団が国際法の制限内で、その集団になじんだ目的を成就するために設ける範囲であり、その集団がそれに沿ふる目的を成就するための手段となるのが領域主権といふよう。

(1) Brierly, J.L. and Waldock, H., *The Law of Nations*: 6th ed. (1972) p. 162.

- (n) Brierly, op. cit., p. 126.
- (o) Manke, H.H., Entstehung und Untergang von Staaten, Staatensukzession : (1973) S. 100., Völkerrecht in Ost und West (Herausgegeben von Meissner, R.M.B.)
- (p) Grotius, H., De Jure Belli ac Pacis bk. II, ch. III, sec. 4.
- (q) Gerber, K.F.W. v., Grundzüge eines Systems des Deutschen Staatsrechts : (1865) S. 60.
- (r) Fricker, H.G., Gebiet und Gebiethoheit : (1901) pp. 8—12.
- (s) Verdross, A., Verfassung : (1938) S. 184.
- (t) 大脳六賢 地政統治領域をめぐる半議の研究 (昭和11年) 115丸一116〇頁

II 領域主権取得の態様 (Modes of acquiring territory)——題題の捉え方——

國家は、その領域内に、そのなかの人およぶ物に対し、領域主権を及ぼすを得る疑いなくかうれぬ強き権限 (unquestioned right) を持つ。⁽⁹⁾

この権限の及ぶ力による、法秩序の中の領域が、「國際間にやだかねわれわれの大問題を解決する出発点となりふ」⁽¹⁰⁾ のである。

西洋史のいく初期では、領域主権の及ぶ効果は、その領域を外部から守る力と同意義でありその力の限界が領域を確認する唯一の手だてだと考えられていた。しかしながら、やがて、より法律的性格を帯びた付加的権限の獲得が、表面に出でてゆくようになら。例えば領域割譲条約、結婚条約、まだ時として伝統的な「世襲権の主張の取決め」等

である。

時のたゞじつねで、多くの国家による明示または默示による特殊な地域や領域の所有権の転移が目立つてゐるようになつた。⁽¹¹⁾

十四世紀後半に入り新大陸発見が始まり出乍ら、発見によつてあだれれる広汎な権利の主張や、人類の活躍しる大洋が急激に拡大したことから、特定国による漁業権の問題も簇生してくるようになり、以前にも増して一層の組織的研究が必要になつてくる。⁽¹²⁾

領域支配の権限の転移は、国家行為によつて、「⁽¹³⁾」の所有国家から他國家へその転移を行なうか、または現在との国家も所属していない領域を、初めてある国家が獲得するか、の二つに分られるのみでよい。前者が、派生的承継 (derivative) 権限譲渡と呼ばれ、後者は原始先占 (original) 権限譲渡と呼ばれる。

領域とは、一般に国家が原則として排他的に国際行政を行なう空間である。⁽¹⁴⁾の空間は、私法の「⁽¹⁵⁾土地の主人は空の主人でありまた地下の主人でもある (dominus soli est dominus coeli et inferorum)」の原則に準じており、領海・領水・海床や領空も略々それを根拠としている。

また国家の領域の上位の深めであるが、「*usque ad caelum et ad inferos* (upwards to the heavens and down to the Earth's centre) 上は天(16)下は地(17)球の中心(18)」の原則が適用される。

多くの国際法学者は、領域主権変動の態様を、ローマ法の分類方式で承継取得と原始取得に分け、承継取得に譲渡 (cessio)、原始取得に先占 (occupatio)、歴代 (prescriptio)、添付 (accessio) があつてゐる。⁽¹⁹⁾

ルの分の方とあがたふらひの意見があるが、ブライアリーは大体この分の方に準じてゐる⁽¹⁶⁾。

ルルド領域主権獲得の態様を主張な学説を紹介してみる。

1' 領域主権獲得の形態と其形態があれ。

occupation, accretion, cession, conquest, prescription られ occupation, accretion は原始取得 (original) とされ derivative は cession がゐる⁽¹⁷⁾ (Brownlie)[°]

11' 購入 (purchase), 征服 (conquest) 後の転譲 (cession), avulsion, accretion, gift, prescription がゐる、また最も古く時に行なわれたものとして discovery より occupation がゐる⁽¹⁸⁾ (Swift)[°]

111' 領域取得とは其形態があれ。

derivative より cession[°] original mode より occupation, accretion, subjugation, prescription がゐるタイプを獲得する前は所有主國家 (owner-State) がしたがふるが、derivative mode より original mode が得られる (Oppenheim)[°]

即ち、国際法は、次の用いのやうなふるまいに獲得される領域主権の権限移転のみを有効とするものと認める。
①[°] occupation, accretion, cession, conquest, prescription られ⁽²⁰⁾ (Lawrence)[°]

す、領域主権の獲得は次の用いの方法による。
occupation, prescription, accretion, cession, subjugation られ

②[°] contiguity (隣接地拡大) は国際法上の権利として認められてゐる⁽²¹⁾ (Chambers)[°]

3' 国際法領域を失却 (occupation) する別の国家の承認による開拓[°]、もしくは転譲された贈与 (gift) による

形の他の独立国・单独所有主との直接契約を喫して、あたは、齒効による盐の堆积を喫して、⁽²²⁾ あくび添也 (accretion) より必然の支配を喫して獲得すべし (Hall)°

- (9) Glahn, G.V., Law among Nations : 2nd ed. (1973) p. 274.
- (10) Judge Max Huber in the Palmas Island Arbitration (United States-Netherlands), (1928) : 22 A.J.I.L. p. 867.
- (11) Schwarzenberger, G., Title to Territory : Response to a Challenge, : 51 A.J.I.L. pp. 308—24. Hill,N., Claims to Territory in International Law and Relations : (1945) pp. 143—63.
- (12) Glahn, op. cit., p. 276.
- (13) 橋田萬二 著 國際法上卷 (一九三一年) 1冊111頁
- (14) 領海、領水、海底などに於ける際原規則、小田嶽、舟井洋名氏の貴重な研究がある。領海は海面を海岸線より何マイルが準領域として主権を認められたる議議であつて、領水は、その範囲内下に位置する海水を指し、海底は、それと關係なく沿岸國の科學力により海面より掘削し得る海底塵土をさへのやあり、その限界は沿岸國の科學力によるものとする。最もいの者によれば領海、領水は主にその範囲で「海なるもの」である立場からの規制を取らぬが、海底はある程度動態的で、國際法の制限が前者に比しゆるべかやね、海底の國際的だ「三々々」処分も可能となる。しかしの理論には公事その他がもやや規則の規定が上方だと言ふ方がある。
- (15) Queneudec, J.P., La Pollution des Mers devant le Droit International : (1971) 稲原輝路訳による解説 法政理譜第五卷第119号 (一九七一年) 111頁
- (16) Brierly, op. cit., p. 163.
- (17) Brownlie, I., Principles of International Law : 2nd ed. (1973) pp. 134—35.
- (18) Swift, P.N., International Law—Current and Classic : (1973) pp.120—21.

- (19) Oppenheim, I. and Lauterpacht, H., International Law, vol. 1.—Peace : 8th ed. (1960) p. 546.
- (20) Lawrence, T.J. and Winfield P.H., A Handbook of Public International Law : 10th ed. (1927) pp. 51—56.
- (21) Chambers, N.M., International Law (1966) : pp. 18—19.
- (22) Hall, W.E., International Law : (Higgins) 8th ed. (1924) p. 125.

III ケース ベターナ T

I 本義取扱 (derivative)

譲渡・割譲 (cessio, cession, Abtretung)

割譲は 1 の國家が 1 の他の國家へ領域主権が転移する (transferring) 国際法上の 1 の態様である。この転移は戦争によるものとされ、有償だり無償だりたりする。

有償の例として、一九一六年にトマーカークがアメリカ合衆国に対し、臣属領西ハリス諸島を売却したのがある。割譲といふ述語は、それがわかる法律行為のあり立るタイプを一轍、専念して用ひられた言葉であつて、この場合 1 の 1 のケースの用語の後に隠かれてくる法律的真実をあらわすのが最も肝要である。⁽²³⁾ ただそれは当該国の臣民に対するものであつて、力によるものである。領域の売買 (sale)、贈与 (gift)、交換 (exchange) 等もあるが、

多くの場合戦争に敗れた国が平和条約との交換に替えになすのが多い。⁽²⁵⁾ 主権者としてある種の領域を所有する権利は、割譲を与える意志を有する国 (grantor) と、割譲を受ける意志を有する国 (grantee) との間の「取決め」によって行なわれる。grantee が条約によつて、その土地を占領しようとする時には条約の中に主権の法律的地位を規定しなければならぬ。⁽²⁶⁾

領土の一方的な放棄 (renunciation) や廃棄 (relinquishment) は、terra nullius (領土は国家に所属しない=territory belonging to no state) を意味するのではない。やだいぶは投棄 (abandonment) とも違う。割譲条約におけるような相互条約でもなければやらん転移もでない。放棄とは、現実に第三国やそれらの国のグループによつて行なわれるかもしないその地域への支配を放棄国が認める」とも言える。放棄は、それとはなしに自発的に権利の放棄を明示したことになる。⁽²⁷⁾ 放棄は、復帰権 (Reversion) とも全然違う。復帰権は、征服者が正当にその地の主権を犠牲にして、一時期統治する」とを認めていたのであるが、その犠牲になつたものが復帰することであり、権利を放棄したのではない。そして復帰権が意味するのはその所有権限の放棄のみであり、国家はその土地の所有権を失うが代行者による統治権は失わないということである。

裁判によつて判決でその領域所有権を獲得する方法を主張する人もいる。⁽²⁸⁾ この判決はたしかに領域所有者に主権の価値を与える。しかしその判決の意図する方向は、

一 領域の性格からして物理的 (地理的) な決定が求められねばならぬもの⁽²⁹⁾

二 同一領域に二つの紛争当事国 (litigant states) の支配が同時に行なわれており、どちらの所有権者が国際法上正当な所有者であ

るのかの決定を迫られている時

三 領域所有権を喪失した者が、その地域の統治権と裁判権をどの代行者により保持または所有し続けさせるかを決める必要が生じた時

四 原告たるべき請求者が、すでにその土地を所有してしまっている時

五 国境線のみを、より詳細に決定する必要がある時⁽³⁰⁾
である。

領域の割譲は、割譲を与える国 (ceding state) の領域の一部分の場合のものもあるし、その領域の全部を含む場合もあり得る。全部の場合としては、一九一〇年八月の日韓併合条約がそうである。この場合には、割譲を与える国は割譲を受ける国の中に合併されてしまった。⁽³¹⁾ このケースの場合、割譲を与える領域の住民の合意は割譲の合法性の基本となるものではない。この見解にはグロチウスの大きな反対がある。⁽³²⁾

そして現代の領域割譲の場合には、しばしば国民投票 (plebiscite, die Volksbestimmung) と問うぐれだむかる意見もみられる。⁽³³⁾

国によっては憲法で、領域主権の変動について特別法を設けて規定しているものもある。しかしこれ等の規定は国際法の原則に何等の影響力をもつものではない。何故なら国内法 (municipal law) では、国際法の原則を廃止したり新原則を作ったりすることはできないからである。もし国内法が、領域主権の変動に憲法的制限を設けているならば、その制限の意味するのは、領域主権の変動は国家として最重要のことであるから慎重に行なうように規定し

であるに異ならない。⁽³⁴⁾

割譲の対象となるものは、今までに、すでに他国に属していた領域上の主権である。國際法よりみる限り、あらゆる国家は、法理論として自國の領域の一部または全部を他国へ譲渡することができる。しかしながら国家領域のある種の部分、例えば河川や海岸線 (maritime belt) は、領土と一緒に譲り渡しの出来ぬ付属物 (inalienable appurtenances) として、領域主権変動の際の対象物から外されてしまう。だからこの場合の割譲には、また別の条約文が必要になる。

割譲の形態は、領域を割譲する国 (ceding state) と、割譲を受ける国 (acquiring state) の間に条約で、具体化された取決めを結ぶことにより効力を発するとなる。

この条約は、平和的交渉による場合もあれば、戦争に訴えられた後でのものもあり、割譲そのものが強制的でないものもあり、あるものもある。領域の割譲が戦争の結果 (outcome) からもたらわれている場合には、割譲を明記した平和条約を結ばねばならない。「平和的な取決め」より来る割譲は、双方ともいわいちな動機 (motive) や目的 (purpose) をもって行なわれる。例えば贈与 (gift) や自発的併合 (voluntary merger) がそうである。

一八六六年のプロシヤとイタリアの戦争で、オーストリアは尼斯を、フランスへ贈与として贈った。しかるに数週間後フランスは、その地をイタリアに贈与している。また一七九五年カーランド侯爵は、彼の全領地を独立させようとして領地民へ贈与したが、領地民は独立を欲せずに自発的にロシアに併合された。同じ方法で、一七九八年ミュールハウスの自由都市は、フランスに合併されだし、一九〇八年コンゴ自由国はベルギーに、一九一〇年朝鮮帝国は

日本に、それぞれ合併された。

ヨーロッパで絶対主義が猛威を奮っていた時代には、稀ではあるが、領地が結婚の贈物または遺言の譲渡(testamentary disposition) の対象となつた時代もあった。

国境の調節や、他の由由例えは領域の交換の対象となつた時もある。

領域の売買(sales) が起つた時代もある。

一八六七年ロシアはアラスカを、アメリカ合衆国へ110万ドルで売り渡した。一八九九年スペインはカラライン群島(Caroline Islands) を、ドイツへ1100万ペセタで売り渡したし、一九一六年デンマークは西インド諸島のヤンマーラムズ、ヤンマージョン、ヤント クロイクスの諸諸島を、アメリカ合衆国に対して1100万ドルで売り渡してゐる。

動産質(pledge) に使われたり、借地契約(lease) の対象にもなつた。ゼノア共和国は一七六八年コルシカを、フランスに担保として提供した。スコットランドは一八〇一年ヴィスマール領域を、担保としてメックレンブルグへ提供した。支那は、一八九八年膠州湾をドイツへ借したし、九龍とその対岸の香港を英国へ、広州湾をフランスへ、大連港をロシアへ、それぞれ借した。

その法律行為の動機や目的が何であれ、またその割譲が強制によるものであつても、割譲される領域は、その領域と地域的に関係のあるあるある国際法上の制約の下に、新主権に転移されるところである(res transit cum suo onere, nemo plus juris transferre potest quam ipse habet)。

領域の割譲は、戦争によるものであれ、よひなじめのやあれ、平和条約の締結と、それに続く条約の批准と同時に効力を発する。現実に割譲地域が占領されている、いないに關係しない。⁽³⁵⁾ また實際の領有をしていなくとも、領域の割譲を受けた国は、平和条約による割譲条文発効後はすゞにでも第三国へ転割譲するこじめである。

第三国は、あらへん領域割譲条約に対して拒否権を持っていない。

最後に取り上げるべくあるのとして、割譲された地域の住民は、彼等住民の意志に反してまで新主権に手渡されるかといふ、その地域民の国籍選択権の問題がある。一八七一年の普仏戦争の結果結ばれたフランクフルト平和条約の二章では、引渡せられるアルサス・ローヌ地域に住むフランス人にについて規定し、一八七一年十月一日までその地域かのハーンべく移り住みたないと希望する人々のためにその居住地をがえ得る特権を、そこの地域民・住民が享受であるようにしてある。⁽³⁶⁾ 一般に一八歳を超えた人は、旧国籍の選択権を持つてゐる。一九一九年の平和条約では、夫の選択権に妻は従うぐあるのとしているが、一九四七年のイタリアとの条約では、夫も妻も自由に独立して国籍選択権を持つことになつた。国籍選択権を獲得した人々、一般に獲得をしてから一年以内に、選択した国籍の國へ移動しうるようだなへども。

(23) Brierly, op. cit., p. 171.

(24) Différends Sociétés Dufay et Gigandet, R.I.A.A., XVI pp. 208—12.

(25) Lawrence and Winfield, op. cit., p. 55.

(26) Oppenheim and Lawterpacht, op. cit., p. 550. Redslob, R., Traité p. 181.
Schwarzenberger, International Law I : 3rd ed. pp. 302—4.

(5) Article 2 of the Japanese Peace Treaty of 8 Sept. 1951 : 46 A.J.I.L., (1952) Supp., p. 71.

Treaty of St. Germain, Arts, 89—91 : and the lighthouses arbitration, Int. (1956) L.R. 23 p. 659, pp. 663—6. On Italian renunciation of all right and title to Italian territories in Africa : Treaty of peace with Italy 1947 Art. 23.

(6) i.e., the Internal Court of Justice (and its predecessor), the Permanent Court of Arbitration, ad hoc arbitral tribunals, conciliation commissions

(7) on the Islands of Palmas, Clipperton Island, and Eastern Greenland cases

(8) Rousseau, C.E., *ヌルミアヌスの法理とその影響* [I.C.J. Reports (1962) supra, p. 127].

亘 略綱要圖書ノハニ総論ノ最レバ專門たる學問ノ爲メ、其ノノハニノ (ibid., p. 69)

(9) Bishop Jr., W.W., International Law, Cases and Materials : 2nd ed. (1962) p. 364.

(10) Grotius, op. cit., ch. VI, sec. 4.

(11) Wambaugh, S., Monograph on Plebiscites : (1920) Plebiscites since the World War (2 vols., 1933).

(12) Oppenheim and Lawterpacht, op. cit., p. 547.

(13) Scott, W., *The Fama* : (1804) 5C. Rob. 106.

(14) Kunz, J.L., *Die völkerrechtliche Option I.* : (1925) pp. 100—10. Kaekenbeeck, G.S.F., *Le règlement conventionnel des conséquences de remaniements territoriaux* : (1940) pp. 11—30.

II 地盤支配 (Original)

(1) 先占 (occupation, die Okkupation)

先占 (occupation) ルダ、ソイ盤の起因の出權トシタナリの領域の出權も、國族が國勢を獲得ナルアルムの出因の領域ルタマ旗律に於ケン。先占は領域獲得の體様ルト、以前に他の國家に所屬シタリ、征服れた領域ル

う征圧 (subjugation) とは、本質的に相違するものである。また先占は、前の所有国家から譲渡された領域上の主権を、国際法の制約の下に受取るいわゆる割譲とも相違する。

割譲は領域獲得上承継取得の一態様であるが、先占は原始取得 (an original mode) の一つとする。だから先占は、国家を通じてその国家の為にのみ行なわれる事であるとが強調されなければならぬのである (It must be emphasised that occupation can only take place by and for a State)⁽³³⁾。そしてこの先占は国家行為としてなれば、国家の機關を通じて実施され、その実施後關係國とその先占行為が認められなければならぬとの特色がある。その行為がなされるるゝ、そこに住む地域住民と同じく先占行為をした国の住民も一緒に居住するゝ事が認められ、先占の宣言がなされるるゝその地域上に合法的に個人財産を持つゝ事が許される⁽⁴⁰⁾。

しかし如何なる国の領域も、またそれがどんな国際社会から完全隔離した場所にある地域であつても先占の対象とはなし得ない。割譲か征圧 (subjugation) を通じてのみ獲得されるだけである。

また、かつて、ある国家に所属していた領域で、後ほど放棄され、今いだても所属していない事が明らかである時は、第三国の先占の対象となり得るゝになつてゐる。

公海は自由であり、先占の対象となり得ないのはやむろんであり、その中にある岩礁や浅瀬に灯台を作つたとしても同じである。大陸棚 (continental shelf) に惹起する権利は別とし、公海上の海床 (the bed of the sea) は、鉱物資源を掘削したり、海岸から海底トンネルを貫通したりする時には、先占の対象となり得る。

現在、理論上まだ実践面でも承認されてゐる国際法上の先占は、領域を獲得する国家が、その領域をその国家の名

且や、その国家のために、所有を継続しており、且統治権を確立していくに必要な効力のある具備条件としている。このよるな効力をもたらす先占を、眞の先占 (real occupation) と呼ぶ、前述のような効果を満足していない架空の先占 (fictitious occupation) と区別して効果的先占 (effective occupation) と呼んでゐる。

その地域の所有と統治が、効果的先占を作成するための基本的11の要件は次の如くである。

丁 所有 (possession)

その領域は、占領国家によつて現実に所有が行なわれていなければならぬ。この目的的ためには、その領域が完全統治の下にあるべきであら (corpus)、その領域上に先占国家が主権を獲得する意志があらねばならぬ (animus)。この行為は、領域の取決め (settlement) により、その領域が支配され、且その主権の下に所有意志があるといふ両方の項目をみたすだけの何か形式的な発表行為を伴なうれば、これによつてのみ有効となる。例えば宣誓とが国旗の現地掲揚のようなるのである。

しかしこの行為だけでは、架空の占有 (fictitious occupation) と終わるだけであり、それには必ず関係國との領域取決めを行ない、次にその領域上に国旗を掲げよとする方法でなければ無効となることになる。

丁 上述の方法で領域の取得が終ると、新所有国 (new possessor) としてはその領域が新所有者に統治されてゐるのだと云ふ、ある種の統治権を確立しなければならぬ。

わいとゆその實際上の統治を行なうには、先占宣言後一定の期間 (reasonable time) を必要とするに至つてゐる。

先占の範囲の不確定性と、あらゆる植民国家の傾向として、彼等の先占を堅実に徐々にその内部の方、すなわち先占領地の後背地 (hinter land または back country) へ拡張していく方がある。アフリカに植民地を持つ 11、13 の國家は、他の権益国家との國際条約によって影響圏 (spheres of influence) を作った。これは関係国が将来共先占を続けようとする意志表示であり、関係国は相談すべくでお互いの権益の調節をしながら、その領域を拡大して行ったのである。

英國による一八九〇年の「影響圏」をめぐらしのポルトガルとの条約、一八九一年のイタリアと、一八八六年、一八九〇年のドイツとの、一八九八年のフランスとの条約も皆それである。しかし、この影響圏の確立は、國際法的性格を持つ領域主権に帰属する性格のものではなかったのは明らかである。

一般に國際法でいう効果的先占 (effective occupation) もは、私法でいう所有 (possession) と同意味とみてよい。⁽⁴¹⁾ occupation は、ロー法における occupation から来てくるのであり、みると實際上 (現実上) の取決め (actual settlement) & 物理的確保 (physical holding) を意味するものではなかった。

しかし、一般に、歴史的にみると、シハターランドは植民地領域の性格を持つものと考えられるようになつたし、内部 (内陸部) の国境線がそれからしづかしくして決定されるようになつた、シンターランドが、形式的には新しい植民地の一部として残るに止まつたのである。⁽⁴²⁾

先占の最近の判例として、フランスと英國の間で争われた英國海峡にある小さい諸島、ミンカーとエクレンホス小島群 (the Minquiers and Ecrehos group) のケースがある。一九五一年九月一日の特別協定で、両国の懸案問題となつ

て いる 小島 の 主権 の 帰属 を 決定 する ため に 、 国際 司法 裁判 所 に 共同 上訴 し た。⁽⁴³⁾

裁判所 は 英国 の 訴え に 味方 し 、 フランス の 主張 した 同 小島 へ の 先占 と 、 主権 行使 の 合法 性 を 否定 し た。

この 判決 文 の 特色 は 、 裁判 を する に 当り フランス の 行なつた わゆる ノルマン 征服 に ま で 遷つて 調査 し 、 九三三年 の フランス の 征服 の 証拠 から 説き起 し た こと で ある。 判決 によれば 先占 に 基づく 領域 主権 は 、 領域 が そ の 所有 国 によつて 放棄 さ れた 時 に そ の 権利 を 消滅 す る し 、 無効 に なる。

この ケース の 教条 に ついて は 今 でも 議論 が 続い て いる。 アルゼンチン と 英国 の 間 の フォークランド (Malvinas) 諸島 を めぐる 主権 論争 も そ の 一 つ で ある。⁽⁴⁴⁾ 過去 四〇〇 年 の 間 に は 、 アフリカ の デラゴア 湾 の 近く に あ る サンタルシア 島 や 太西洋 トリニダート 諸島 (ilha da Trinidade) の 事件 が あつた し 、 ルイジアナ 購入 (Louisiana Purchase) 、 アングロ アメリカ ン と オレゴン の 国境 論争 、 アフリカ 西岸 の ヨーロッパ 諸国 による 領域 論争 、 最近 の 例 として 、 ノルウェー と デンマーク の イースタン グリーンランド を めぐる 争い が あ る。 これは 一九三三年 常設 国際 司法 裁判 所 によつて 、 デンマーク の 勝訴 判決 となつて いる。 外に 、 太平洋 における クリッパートン 島 を めぐる フランス ・ メキシコ 間 の 争い 等 が あり 、 あげれ ば キリ の ない 程 ある。

ごく 現在 の もの と して は 、 アメリカ が 抱え て いる もの で あり 、 ホンジュラス の 海岸 から 100 マイル の 距離 に ある スワン 諸島 と いう ごく 小さい 小島 の 一 群 を めぐる 争い が あ る。

この 島 に ついて ホンジュラス 人 が 、 アメリカ 合衆国 に 対し 外交 文書 を 通じて 定期 的 に 、 ごく 最近 の 例 と して は 一九五七年 と 六〇 年 に そ の 主権 支配 たる 統治 権 を 更新 し た こと で ある。 ホンジュラス 側 からみれば 、 この 諸島 は 一九世紀

にスペインが中央アメリカを原始取得した時の同時取得領域であるから、それ以後ずっとスペイン人がホンジュラス国人として住み続けて行くのは至極正当であるとしているし、アメリカ合衆国の側からみれば、この地域に対し長い間あらゆるスペインの主張がなかつたことから、既にこの地の先占を放棄したものと見做し、この地域こそアメリカ合衆国が永久に統治するため原始取得たる先占をしているのだと主張するのであり、先占をめぐつて全く意見が対立している。⁽⁴⁵⁾

結論としていえることは、先占は現代において、一見その問題をめぐつての論争を起すことがないようにみえる。何故なら現在地球上には先占の対象となる土地は殆んど存しないからである。しかし重要なのは過去の先占が現在の国境諸紛争を、しばしば惹起させているところである。⁽⁴⁶⁾

また発見 (discoveries) は、実際の所有と統治という実効を伴なわぬものであり、先占とは認め難いがこれを一般に未完の権限 (inchoate title) とし、効果的先占をなすまでのしばらくの間の他国の主権を排除する一時権 (temporary right) が、またはその一時権の続く限り他国が尊重しなければならぬある種の先占優先権 (option to occupy) のようなものとして説明する。⁽⁴⁷⁾

(ロ) 時効 (prescription)

時効はある枠内の領域上に、不斷の・且平穏に主権の行使を行なうことによりその領域主権を獲得することであり、その期間中に、その領域上に現存する人や物の地位が、歴史的に発達をとげると同時に、国際秩序とも一致しているという一般的確信を生じさせる条件を満足させる必要があることである。⁽⁴⁸⁾

ルの法益の根柢となるが、専横より権利が生ずる法 (e facto oritur jus) ルーハーリー法の法益となる。⁽²⁾
ルーハーリー法。

ア 添土 (accretion)

添土は、大然の性因による國家の既存領域に更に新しい領域が添加される事である。同様の廃地と海岸線の後
退 (recession) ルーハーリーの跡があらわす。⁽³⁾

沿岸地 (alluvions)' 三河系 (deltas)' 新出生 (New-born islands)' 廃河床 (abandoned river beds)' がある。⁽⁴⁾

- (37) Oppenheim and Lawterpacht, op. cit., p. 555.
- (38) Oppenheim and Lawterpacht, ibid., pp. 555. infra-6.
- (39) Hatschek, J., Völkerrecht : (1923) S. 170.
- (40) Geise, F., Archiv des öffentlichen Recht, 29 (1938) pp. 310—60.
- (41) Brownlie, op. cit., p. 141.
- (42) Glahn, op. cit., p. 276.
- (43) Minquiers and Ecrehos Case (France-United Kingdom), International Court of Justice, Nov. 17, 1953, I.C.J. Reports, 1953, p. 47, digested by Bishop Jr., W.W., in 48 A.J.I.L. (1954) pp. 316—26,
Johnson, D.H.N., The Minquiers and Ecrehos Case, 3 International and Comparative Law Quarterly : (1954)
pp. 189—216.
- (44) Glahn, op. cit., p. 275.
- (45) The New York Times, Sept. 6, 1964, p. 24.
Dec. 12, 1965, p. 23.

- Oct. 2, 1966, P.E.—2.
Time,
Oct. 7, 1966, p. 48.
Newsweek,
Oct, 10, 1966, p. 60.
(46) Brierly, op. cit., p. 163.
(47) Brierly, *ibid.*, p. 166.
(48) Oppenheim and Lawterpacht, op. cit., p. 576.
(49) Brierly, op. cit., p. 167.
(50) Brierly, *ibid.*, p. 173.
(51) Oppenheim and Lawterpacht, op. cit., pp. 564—6.

■ ケース スターティ

I 最近の領域主権の変動

現代史で領域の問題がクローズアップされたのは、さうめじやなく第一次世界大戦からのである。それはドイツを中心としたものである。要するに二十世紀の初頭における列国の外交政策は、一九世紀以来のドイツの発展に伴つて、ある程度まで破壊されるに至つた国勢の均衡を如何にして回復するかに向けられた。

ドイツは中世の昔においては諸侯の分立した国であり決して英仏のような統一国家ではなかつた。そのためしばしば隣国の脅威を受け、一五世紀以来国家を統一する運動は漸次進みつゝあつたけれども常に頓挫に歸してゐた。一七世紀の三十年戦争の被害があらわんの如く、一九世紀初めには大ナポレオンのためにその国土は完膚なきまことに蹂躪

された。しかし一九世紀後半に、漸くプロシアを中心としての統一国家らしいものが出来上った。だがその頃、すでに英仏露その他の列強は地球上殆んどの領域を獲得しており、ドイツがいくら世界政策 (die Weltpolitik) を推進し、新領域の獲得を試みてもその余地は殆んどなかつたといえる。もちろん割譲、先占、時効等ある国际法上の領域獲得手段が適用された。ロシアを盟主とする汎スラブ主義に対抗し、汎ゲルマン主義を強調し、盟邦オーストリアのバルカン半島進出を助け、黄禍論を唱えて、ロシアに眼を極東に注がしめている間にトルコ領内の諸権利をもらつた。極東では、一八九八年米西戦争の時イスペニアから南洋諸島を買収し、同年支那から膠州湾をも租借した。アフリカでは、東アフリカ、西南アフリカ、トーゴー、カメルーン、更に地中海の西口を扼するモロッコの確保等国际法で許されるギリギリの領域拡張策を採用し、遅ればせながらも列国の領域拡張政策に参加したのである。

このようにして経済圏の拡張をバックとしたドイツの領域獲得政策は国际法的にみると、原始取得たる先占と時効を中心とし、それが行きづまると承継取得たる割譲を用いるといふいわゆる二面作戦だったといえる。

このような強引な領域獲得の手段の衝突が、ある時は遠因となり、又主因となりつつ第一次世界大戦が勃発した。

しかし一九一八年未大戦が終息するや、各国は反対にこそつてドイツの領域獲得に執念をもやした。ヴュルサイユ条約ではオイペン・モレネー・マルメディの割譲、アルサス・ローレヌ両州のフランス還付、ザールのフランスによる委任統治（帰属は後で人民投票に問う）、新生ポーランドに西プロシアおよびポーランド地方の割譲、東プロシア南部民の住民投票、シレジアの国际委任会への帰属、ダンチッヒの自由市、シュレスウイヒの住民投票等の領域問題が含まれている。こうしてドイツは、ヨーロッパにあった領土の一三パーセントを国际法上の手続きにより主権行為を停

止められた。

海外領域も、東アフリカはイギリス、西南アフリカは南アフリカ、トーキー・カーメルーンは英仏両国、赤道以北の南洋群島は日本、以南はオーストラリアの委任統治を受けることをそれぞれ決定した。中国山東省のドイツの利権、更に支那・シヤム・シベリア・モロッコ・エジプト等に持つていた領地をめぐる一切の条約・特権をも放棄した。オーストリア、ブルガリア、ホンガリア、トルコとの個別条約も大体ベルサイユ条約と同じで領域主権の転移をそれぞれ規定した。

このベルサイユ条約締結の結果、領土の転移は平和条約の批准により確定するのだ、やなわらその強制条約も適切なる時に適切な国際法手続を用ひる旨 (when coercion is used it shall be in a proper case and by due process of law) 有効だと云ふ原則が国際法上確立された。

強国または戦勝国によって強制された条約 (dictated treaty) も、「強制だ、国内法による契約と違ふ、同意をもたらすをも無効にしてしまはれないのだわい」と、強制された条約が通常に締んだ國民法の契約のよほど、國法上有効である」 (Duress does not invalidate consent, as it does in the private law of contract. A dictated treaty is as valid legally as one freely entered into both sides) ⁽⁵³⁾ となる。

また従来のよだれだ植民地獲得の一般概念で呼ぶれる、国際法上の領域主権獲得は許されないとする、新しい国際法の枠内での獲得形態たる「委任統治領域」を出現めた。あるいは地球上には一九世紀後半より無主物先占可能領域が殆んど姿を消し込んだと思われるやうである。

人民投票によるものである。

第一次世界大戦は、第一次世界大戦が漠然とした経済圏拡張をもたらす領域拡大の考えに立ったのと並び、資源確保のための領域取得という概念をかなりベッキリと前面に押しだして来た。

しかし、この概念は、実際上それを国家を通じて、行なう資源国圏構成国の共同支配 (co-imperium) の考え方から、幾多の陸路に到達する。構成国を説得するだとの共通誓約にかかる。

一九四一年八月一日開催の大西洋憲章 (the Atlantic Charter) やは、「われら第一に同盟は、領域その他の拡大を求むだる (First, their countries, seek no aggrandizement, territorial or other) 第二に、同盟は関係国民が自由と表明する願望 (Second, they desire to see no territorial changes that do not accord with the freely expressed wishes of the peoples concerned)」^(註) 一九四一年十一月一日署名のカイロ宣言 (Cairo Declaration) やは、同盟は日本領域に対する「領域拡張に何等の考え方を有するかの」非 (have no thought of territorial expansion)」である。

米ハーマン宣言 (Potsdam Proclamation) やは更に具体的になり、第八条や「日本の領域主権は、本州、北海道、九州、四國の本島群及び我が政府の決定するに於ける如きの島嶼群を除むべく」 (Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine)」である。

以上のマニフェストは、必ずしも本島や沖縄本島等を想つかぬのであり、对島や佐渡をもつかぬのである。

はない。

一九五一年九月八日サンフランシスコで署名された対日平和条約 (Treaty of peace with Japan) では第11章で、領域主権の放棄にふれ、

- (a) 朝鮮およびその周辺三島のみ（竹島を含まず）
- (b) 台湾および澎湖諸島のみ（尖閣列島を含まず）
- (c) 横大と近接島（ボーナス条約で得たもの）およびクリル・アイランズ
- (d) 南洋群島（従前の委任統治地域）
- (e) 南極大陸の一部
- (f) 新南群島、西沙群島

をそのカテゴリーに包含させ、またこの条約の特色として、いわゆる小笠原諸島一帯と、北緯一九度以南の南西諸島（含琉球諸島、大東諸島、尖閣列島）をアメリカが希望すれば信託統治にしてよとする条件を承諾した（第三条）。

しかしながらこの条項は、放棄領域の(d)項が戦略地域 (strategic area) にやれたのに反し、第三条にいう南西諸島は、そもそも条約締結にあたり、文明化された地域住民を低開発国なみに信託統治にするのは、帰属を決定する将来の人民投票時に摩擦を残すとするヤンガー國務相やフランスの反対にあい、同地域への支配権 (imperium) を認めるが、所有権 (dominium) は日本にあるとする苦肉の策となつた。戦略地域にあるには拒否権を持つ安全保障理事会の通過が必要でありこれは、スンナリ通過しそうになく、総会のみで決められる一般信託統治領域では即刻軍備の撤去を

せねばならず、やうとして将来民族投票に問えば全員日本復帰を望むだらけが確実視されるに至つたため、仕方なく現状固定の返還となつた。

ソ連の条約の特色はグルサイユ条約より一步前進し、平和条約の批准なき領域の変更を無効としたことである。ソビエト・ニコラオノは(1)樺太とその近接島およびクリル・アイランズについて調印を拒否したので、不法占拠を継続していることが確定したことである。樺太は既におおクリル・アイランズについて日本は一方的にこれを放棄したが、それは調印国に対してであつて非調印国に対してではない。ソビエト・ニコラオノはこれを認めて一九七三年十月十日のロハ共同声明で、「双方は第一次大戦の時からの未解決の諸問題を解決して平和条約を締結する」とか……(The Japanese and Soviet governments recognized that the solution of various outstanding questions left over since WORLD WAR II and signing of a Peace Treaty will contribute to the establishment of……)」ふ述べ、領域主権の変動が平和条約によるなければ無効であるところ、國際法の原則を少しばかり受け入れた。しかしソビエト・ニコラオノがこの大原則を認めているかどうかについては異論もある。⁽⁵⁵⁾

ソ連のように領域主権の変動は、従来のようなローマ法における原始取得とが承継取得の概念やもつて一概に取扱えなくなつて來てゐる。規約二二一条で取扱う委任統治と、憲章十一章・十二章(七五条より九一条)に設けられた信託統治制度を比較してみてもその差異が歴然とする。

第十一章(七三条より七五条)の非自治地域に関する宣言も、たとえ先占や放棄に値する領域があつたとしても、その獲得には國際法の大いな制限を受けるべしとを明示してゐる。

まだ現代の領域主権の転移で問題となつてゐる理論やセクター理論 (Sector theory) や、隣接地域取得の理論 (Principle of Contiguity) とがある。

八十年前までは、南極・北極の地域に対する国家の主張が、かたまりの國際問題にまで発展するところとはあり得なかつた。一九世紀の八十年代初めから危険な探検が両地方にくつ返されたが、多くの場合発見したところは排他的権限をうたつたのである。しかるに長距離飛行機の出現と、更に同地域に大量の採掘可能な埋蔵鉱物資源と石炭その他が発見されるにつれ、両極特に南極での領域権の主張が表面にでてくることになる。⁽⁵⁶⁾

北極では極付近に陸地のなしりが判明した。しかるに海面に密着したいろいろの資源が発見され、何か近接地域拡大の主張 (claim of contiguity) やだわい大陸台地の、ある部分からの延長に基づく (on an extension of some part of the continental tableland) 主張をするようになつた。八〇〇〇年の地域先占は、現実には、多くの気象台、航空基地等だけじ、第一次世界大戦中止のねだらのが多い。

II 北極セクター理論 (Arctic Sector Theory)

北極で現在主張されている領域権の根拠は、発見、先占とりわけ隣接地拡大の教条 (doctrine of contiguity) 更にその普遍解釈に基づくセクター理論である。ソビエト・リオネンは最初海面下の大陸台地からの延長 (extensions of the continental tableland under the ocean surface) から古く型の理論を用いていたが、一九一六年セクター理論に切りかえた。アメリカ、カナダ、デンマーク、ノルウェーの理論を採用している。⁽⁵⁷⁾

ソビエト・リナーンによつてセクター理論が主張されたるリーナンセン (Lie Nansen) 領域にせ、ノルウェーも同様に主張してゐる。ランゲル (Wrangel) 島は、同じ理論でアメリカによつて度々その領有が宣稱されてゐる。セクター理論が国際法に基づいて主張であるがゆうかは非常に疑わしいとする有力な意見⁽¹⁸⁾もある。既に述べたの理論は関係国によつて勘案して作られた一つの適応措置 (accommodation device) と見られるのではなかつたか。

そして何故北極地区が急に国際法上の焦点に浮かび上つたかの理由は明白である。それは数カ国に積極的に利用される幹線商業航路の最短且不可避通過点に位置してゐるだけではなく、また戦争になつた時の大陸間の弾道兵器 (I.C.B.M.) を運ぶに最適の地域でもあるからである。

⑤ 南極領域主張 (Antarctic claims)

南極は大陸があるので北極の場合と相違つて、数え切れないほどの、且衝突してゐる主張 (conflicting claims) ⁽¹⁹⁾ がある。一九一九年近くの間、英國、アルゼンチン、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、チリ、一時的であるがドイツによつて出された。彼等の主張に共通してゐるのは、国際法の領域転移にいふ「発見」に基づいてゐる。そのうち、ペルマーハン島地図 (palmer peninsula region) のみは、英國、アルゼンチン、チリの三ヶ国によつてやいと昔からその所有が認められてゐる。

アメリカは、まだの地域に正式の主張を出してゐない。一九一九年ユーリーズ國務長官は、南極大陸上の特定国的所有権を認めながらも聲明してゐる。Hanessian ⁽²⁰⁾ が指摘する如く、一九五〇年の会議で初めて南極の一部地域の主権を主張しただけである。

フランスは、一九一七年内ゲニー(Adelie)地区と南極に近接した一地区的先占領有を宣稱し同領域をマダガスカル総督の支配下においている。

これ等に続いて英國、チリ、アルゼンチン……と、セクター理論や國際法上の発見、先占を基礎とする主張が継続した。そこで一九四八年アメリカ国務省は、権利の衝突する関係国を集め、この全地域は、完全に國際化されるしか解決の仕方のないことを明らかにし、一九五八年五月一日南極會議をひらくために関係十一个国を招待した。會議はマシンヌヘンデ⁽⁶²⁾、一九五九年十月一日より十一月一日まで続いた。

この條約の結論は前文にいづ通り「この地域を平和目的のみに利用する」とおもふこの地域における國際間の調和を継続するなどを確保するためのこの南極條約が、国連憲章に掲げられた目的および原則を助長するものであるといふを確信し」などといふふじゆ明かであり、同第四条で既存の領土権・請求権の凍結を行なつてこのじかんを、関係諸國家の共通財産とするとの意向の強いもののみならぬわけにはゆかない。

- (52) Palmer, R.R., A History of the Modern World : (1960) pp. 660—70.
- (53) Brierly, op. cit., p. 318.
- (54) Schwarzenberger, Making International Law Work : (1946) p. 247.
- (55) 翻訳 Klaus W. Bender 出た Frankfurter Allgemeine Zeitung, Freitag 12, (1973) S. 6 及 TANAKAS Dürftiges Reise-Ergebnis と題する論文が載つ「Es steht weiterhin nicht fest, ob Moskau überhaupt über die Rückgabe der vier Inseln verhandeln will」 とある。国際法上では「ソビエト連邦の非武装地帯は確実であるのど、何が問題か」 と日本政府は奮勇か云うと謂ふ (verwegen handeln) としている。

- (6) Glahn, op. cit., p. 283.
- (5) Life (Jan. 20, 1947) pp. 55—62. including map : Heron, W., Antarctic Claims Savarlien, O., The Eastern Greenland Case in Historical Perspective : (1964).
- (5) Hayton, R.D., Polar Problems and International Law : (1958) 52 A.J.I.L. pp. 746—65.
- (5) Hanessian Jr., J., Antarctica : Current National Interests and Legal Realities, proceedings (1958) pp. 145—64. Hayton, op. cit., pp. 753—65.

The American Antarctic : (1956) 50 A.J.I.L. pp. 583—610.

- (5) Hanessian Jr. op. cit., pp. 161—2.
- (2) The Conference on Antarctica, Department of State publication 7060. Final Act of the Treaty, 54 A.J.I.L. (1960) Supp., pp. 476—83.
- Hanessian Jr., The Antarctic Treaty 1959. 9 International and Comparative Law Quarterly : (1960), pp. 436—80.
- Hayton, The Antarctic Settlement of 1959 : (1950) 54 A.J.I.L. pp. 348—71.

四 摘 要

領域が从来共主権行使の範囲から、その範囲をもつての国家が単位となると國際秩序が保たれると、一方では國際社会の主権のより完全、より多様化が進むるに従事し、外側ではその範囲をもつて超えたシーアイランド・マッサチャーセスル等の企業が横のつながりを強化してゆくが、領域主権の概念がかなり動態的変容をみせつつあることの容易に想像できる。

信託統治地域や非自治地域の憲章規定にみられるように、先進国家は内心は別として、一応低開発地域を援助しその民度をあげ、やがて独立その他の措置を講じなければならないようにしている。低開発地といえども、やがては制度を充実して主権上対等のステータスを持つた独立国として、独立で国内の充実を期しつゝ、文明国との同水準到達をめざし頑張り続けてゆくに違いない。

先占や割譲、時効の対象となつた領域は急速に地球上から姿を消してゆき、その後に原住民を主体とした独立国家が生まれてゆく。

かつてグロチウスは、「海は公のものである」と説いたが、その当否は別として、領土の延長である「海床」は鉱物資源その他のコンシード・リソーンズ (conceived resources) を持つので、ある程度そこに伝統的国際法が適用され、科学技術とりわけ当事国の海底掘削能力その他に応じて、接続領土としての範囲を拡大してゆき、最後には厳しい国際法の制限にさらわれつゝも、海床の分割化を進めるであろうけれども、領海と領水は世界民族共通の財産として、公有すべしとの議論の下、特定国の所有には峻厳な制限を設けてゆくことになるであろう。⁽⁶³⁾

また第一次・第二次の世界大戦で、かつて植民地と見做されていた領域が戦争の勝敗に拘らず独立して行つたし、残る国も殆んどその方向に進んでいる。戦争は、今後とも今までに劣らずおこるであろうが、その結果と、領域の獲得・喪失は別物であることがわかつてきた。例えばソビエト・ユニオンの場合、果たして東西両ドイツを現在のように不自然な形で分割し、西ベルリンを「回廊都市」として将来共永遠に残してゆけるだらうかといふ」とには大きな疑問を感じるし、同様に中国と不可分の領土 (integral part of China) であるモンゴルを中国から切り離し、第二

の満州に永久にできるかというと、これも悲惨ではあるが、どうしても持ちきれなくなり何時かは、西ドイツへ、中國へとそれぞれ手渡さざるを得ないという大きな歴史の流れの中に遠からず埋没してゆき、結局国家といふものは、その領域の範囲を「蟹は甲羅に似せて穴を掘る」が如くに、長い眼でみれば如何ともし難い自然枠に落ち着かせてゆく性格を特性として持つてゐるようである。

南極大陸にしても、各國がいろいろ主張しているが、結局関係国のが通財産化の方向に進みつつあると見てよい。
恩師コーベット教授⁽⁶⁴⁾がいつも授業時間中筆者に語つていたことであるが、「個人の尊厳にも、その枠すなわち實在性がある。同じように國家の領域にもそれがあり、主権の絶対性は、それはそれとして尊ぶし、またそれ自身をたかめねばならぬが、同時にどうにもならないあり得る枠がある」というのである。

國際法は、その枠すなわち領域の設定には、(1)國際正義の実現と、(2)各意義に応じて各価値を当該国に分与すると
いう國際分配公正の原理を土台としつゝ、ただ単に神学的な教条をふり回すだけという弊に陥ることなく、滅却されている領域の回復にはそれになじんだ解決を、意義に対する価値を与えるぎて、その領域を非合法に所持せんとしている者に対しては、その後退を果敢に呼びかける勇気を持つていなければならない。

(63) 従来、ハンス・ケルゼン、桑原輝路氏を中心とする円錐形説、即ち領域主権は、上は天空、下は地球の中心に迄及ぶとしていた。この説は、完全ではない。法と人間・自然の関係が閉却されている。だから上は、領海上より天空に向つてある、高さ迄、海床は地球の中心に向つて海面よりある深さに迄及ぶと、部分訂正されねばならない。そのある高さ・深さは、人類進歩の時点での自然科学の支配能力によつて限界づけられる。

(64) Corbett, P.E.